

# 事業者のみなさんへ

## 事業活動に伴って排出されるごみは・・・ 町内へのごみステーションへは出せません！

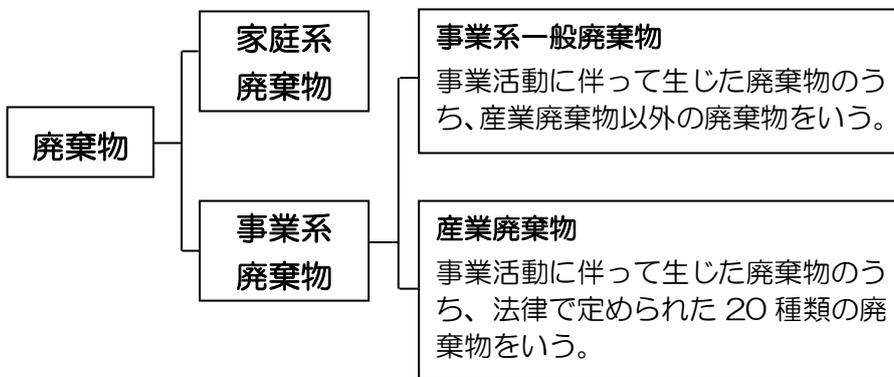
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条」では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されており、事業者の責務として以下の3点が挙げられます。

- ①事業活動に伴って排出されるごみは、事業者自らの責任で処理すること。
- ②発生したごみの再生利用等を行うことによりその減量に努めること。
- ③国や地方公共団体の施策に協力すること。

### 事業系廃棄物とは

○廃棄物処理法では、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

○一般廃棄物は家庭系と事業系に分類され、事業系一般廃棄物は、産業廃棄物を除いたものをいいます。



- 事業系一般廃棄物は、一般廃棄物のうち、種類や量に関わらず事業活動のうえで、発生するごみ全てをいいます。
- 事業活動とは、会社、商店や工場さらに学校、官公署などの公共サービスを行っているところも含まれます。

### 収集運搬許可業者との委託契約の手順

①収集運搬許可業者に相談する。

- ・真室川町一般廃棄物収集運搬許可業者は右記のとおり。

②収集運搬許可業者から見積りをとる。

- ・見積りの内訳例：収集運搬手数料＋処理手数料＋消費税

③収集運搬許可業者を決定し、契約を締結する。

④決められた収集日・場所に事業系一般廃棄物を出す。

- ・ごみ袋は、市販の無色透明の袋をご利用ください。

<一般廃棄物収集運搬許可業者>

- (株)マルコウ環境 ☎ 62-3129
- (有)しらゆり清掃 ☎ 62-4028
- (株)殖成興産 ☎ 73-2231
- 舟生昭博 ☎ 66-2538
- マルミツ産業(株) ☎ 22-0896

※収集運搬業者に委託しない場合は、事業者自らが処分場へ直接搬入して処分しなければなりません。

# 産業廃棄物の処理のしかた

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「下表の品目」と「輸入された廃棄物」が産業廃棄物に分類されます。産業廃棄物処理業許可業者に委託し、適正に処理してください。

また、産業廃棄物の処理・委託については、山形県産業廃棄物協会（TEL：023-624-5560）へお問い合わせ下さい。

産業廃棄物の種類（20品目）	内容・具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却灰、炉清掃排出物 など
	汚泥	製紙スラッジ、活性汚泥（余剰汚泥）、凝集沈殿汚泥、めっき汚泥、ベントナイト汚泥 など
	廃油	潤滑油、切削油、洗浄油、鋳物油、動植物油、溶剤などの廃油
	廃酸	硫酸・塩素等の無機廃棄酸、酢酸・クエン酸等の有機廃酸、写真定着廃液、エッチング廃液 など
	廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液、写真現像廃液 など
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず など
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず など
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものを除く）など
	鋳さい	高炉・平炉・電気炉などの残さい、不良鋳石 など
	がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これらに類する不要物
ダスト類（ばいじん）	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設や汚泥・廃油・廃酸等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築・除去によって生じたものに限る）、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片・おがくず、備品賃貸業に係る木くず、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず など
	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）から生じる木綿くず・羊毛くずなどの天然繊維くず など
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる原料として使用した動物性・植物性の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場においてとさつ・解体した獣畜、食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形物の不要物
	家畜のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等のふん尿
	家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等の死体
上記の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物など）		